文教委員会追加資料

平成 28 年 9 月 1 日 (木)

■提出資料

所管事務の調査(報告)

- (1)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について
- (2)「アクションプログラム2015」実施結果について

[追加資料]

- ①多目的トイレ箇所数
- (3) (仮称) 小杉駅周辺地区新設小学校整備事業の進捗状況について「追加資料]
 - ②小杉周辺地区新設小学校用地に関する経費比較
 - ・グラウンド面積の標準と新設小学校の土地面積について
 - ③小杉駅周辺地区小学校整備に向けた進捗状況について(立替施行について)
 - ④まちづくり公社について
 - ⑤小杉駅周辺地区新設小学校整備に関する木材利用について
 - ⑥小杉駅周辺地区新設小学校木材利用計画
 - ⑦学校施設への木材利用に関する補助金
- (4)川崎市立高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について 「追加資料」
 - ⑧奨学金申請における特別支援学校の生徒の成績の付け方について

教育委員会事務局

筃

目

_ <u>小学校</u>	
	箇所数
殿町	1
四谷	5
東門前	6
大師	6
川中島	2
藤崎	3
さんら	7
さくら 大島 渡田	6 6 2 3 7 1 7 2 6 0 2 2 2 2 2
<u> </u>	7
東小田	2
小田	6
<u> </u>	0
<u>次田</u> 市士自	0
東大島 向	2
四白	2
田島	2
新町	2
旭町	6
宮前	2
川崎	
京町	5
幸町	5 2 1
南河原	1
御幸	6
西御幸	4
戸手	2
古川	2 2 1
東小倉	1
下平間	1
古市場	
日吉	6 3 2 1
小食	2
南加瀬	1
夢見ケ崎	2
夢見ケ崎 下河原	2
平間	1
T 111	0
下辺如	5
- 1.70 m	5
<u> </u>	1
本 下 苅木 東 住 井 今 上 西 下 新谷 大 大	5 1 3 2 6 3 6 2 1 5 5 1 4
<u>果性百</u> // 士	3
<u> </u>	2
<u> </u>	6
<u> </u>	3
<u> </u>	6
<u> </u>	2
中原	1
<u> </u>	5
大戸	5
下小田中	1
新城	4
大谷戸	5

^{*} 箇所数については、障害児用トイレを含んでいます。

	箇所数
子母口(東橘中含む)	10
 橘	6
末長	8
新作	2 5 2 3 1 2 0
東高津	5
坂戸	2
久本	3
下作延	1
高津	2
握ケ谷	
西梶ケ谷	1
<u>久末</u> 上作延	6 5 2 5 2
<u></u>	0
	5
野川	2
	1
南野川	0
宮崎	3
<u> </u>	1
有馬	0
西有馬	1
富士見台	3
宮前平	1
宮崎台	1
向丘	5
平	1
白幡台	1
菅生	1
稗原	1
犬蔵	3
土橋	8
租田	6
長尾	1
宿河原	1
<u>登戸</u>	<u>2</u> 5
中野島	
下布田	0
<u>果官</u> 士萃	5
<u> </u>	1
<u>西官</u>	1
<u>官</u> 東生田	6
<u> </u>	1
	2
	1
<u>₩₩₩</u>	1 2 3 1 2 4 2 1 5
西生田	4
千代ケ丘	2
	1
百合丘	5
南百合丘	
麻生	3
東柿生	3 4 4
王禅寺中央	4
真福寺	1
虹ケ丘	1
柿生	1 5 2 2 3 14
岡上	2
片平	2
栗木台	3
はるひ野(中学含む)	14

的 ト イ レ

|はるひ野(中学舎む)| 小学校設置校数 105校

多 目 的 ト イ レ 箇 所 数

中学校		
	箇所数	
大師		6
南大師		
川中島		6
桜本		1
臨港		1
田島		
京町		3 2 2 9
渡田		<u>-</u>
富士見		<u>-</u>
川崎		<u> </u>
附属中	※川崎高校で一括集計	_
南河原	次///写面/X / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1
御幸		
塚越		~
日吉		7
南加瀬		-
平間		<u>-</u> 5
玉川		
住吉		2 3 2 5 1 2 4
		<u> </u>
<u>井田</u> 今井		
中原		6
宮内		2
		2
西中原	ツァロールズー 任佳社	
東橘	※子母ロ小で一括集計	_
橋		8
高津		1
東高津		1
西高津		1
宮崎		4
野川		1
有馬		0
宮前平		1
<u> </u>		1
平		1
<u> </u>		2
		2
一 管生 犬 稲田 枡形 中野島 南菅		2 0 2 5 2 2 3
<u> </u>		2
中野島		5
南菅		2
		2
Ⅰ 生田		3
去出口		^

0

2

2

6

2

はるひ野 ※はるひ野小で一括集計中学校設置校数 49校

南生田 西生田

<u>金程</u> 長沢

<u>麻生</u> 柿生

王禅寺中央 白鳥

<u>特別支援学校</u>

	箇所数
田島支援	8
田島支援桜	4
龍	1
中央支援	7

高等学校

101 11 11	
	箇所数
川崎(附属中含む)	7
商業	5
川崎総合科学	5
橘	7
高津	2

* 箇所数については、障害児用トイレを含んでいます。

文教委員会資料

所管事務報告「(仮称) 小杉駅周辺地区新設小学校整備事業の進捗状況について」

平成28年9月14日 教育委員会事務局

■立替施行制度とは?

別添資料のとおり

■小杉駅周辺地区新設小学校用地に関する経費比較

事業スキームにつきましては、平成23年10月に大学と締結しました基本協定の中で、 事業用定期借地権設定契約による用地確保という形で合意しまして、協議を重ねてまいり ましたので、買取した場合の経費算出は行っていない状況でございます。

■グラウンド面積の標準と新設小学校の土地面積について

「グラウンド面積」

文部科学省の小学校設置基準では、児童 721 人以上の学校の運動場面積は 7,200 $\rm m^2$ 。 本市小学校平均 $6,498~\rm m^2$

・新設小学校グラウンド面積:3,047 m²

※新設小学校は、体育館屋上にもグラウンド (788 m²) を整備し、児童の運動スペースの 確保を図るものでございます。

「学校敷地面積」

本市の学校施設整備基準では、小学校が、13,500 ㎡としており、平均しますと、ほぼ基準を確保しております。文部科学省の敷地面積に関する基準はありません。

- · 小学校平均 13,577 ㎡
- 新設小学校敷地総面積 10,015.99 ㎡ (うち歩道上空地約 1,190 ㎡を含む)

実質学校敷地として使用可能な面積は、10,015.99 ㎡ - 1,190 ㎡=約8,800 ㎡

小杉駅周辺地区小学校整備に向けた進捗状況について

背景

- 〇小杉駅北側地区で再開発事業が計画・実施されていることにより児童数増加が見込まれている状況から、良好な教育環境の確保のため、小学校を新設する。
- 〇小学校用地は学校法人日本医科大学と、平成23年度に協定書を締結しており、今後、 事業用定期借地権(約33年間)により借地する予定。
- 〇施設整備においては「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」に 基づいた先導的事業として木質化に積極的に取り組んでいく。

<u>今後のスケジュール</u>(予定)

平成28年度 実施設計完了、借地契約締結、土地の引渡し、

川崎市まちづくり公社と個別協定締結(立替施行制度の活用)、

通学区域・校名等の検討

平成29年度 工事着工、通学区域・校名等の検討(通学区域・校名は29年度に決定)

平成30年度 工事完成、開校準備、建物取得手続き

平成31年度 開校予定



立替施行制度

大規模団地等の建設に伴い、短期集中し学校等公共施設の整備が必要になった際に、地方公共団体の短期集中的な業務負担や財政負担を緩和する方策として考えられた制度である。

具体的には公社等が施設整備を実施し、後年度に地方公共団体が建設費等を公社等に支払い、建物(所有権)を取得する。

本市では平成6年に川崎市まちづくり公社(以下「まちづくり公社」とする)と協定を 締結し、まちづくり公社による立替施行を実施してきた。

(最近の事例) 土橋小学校(平成18年度開校)

立替施行を導入する効果

大規模建設事業等の業務集中に伴う経験豊富な技術職員の不足という課題に対応する とともに、財政負担の平準化を図るため、まちづくり公社の有する経験豊富な人材を 活用して本事業の確実な執行を図る。

事業費(工事関係費用)

約53億円(平成30年度末に建物取得予定)



良好で快適な都市環境の形成に向けてのまちづくり



一般財団法人 川崎市まちづくり公社

公社の沿革

当公社は、第2次世界大戦の戦災で焦土となり、廃墟と化した工都川崎市の市街地を近代 的な不燃化都市につくりかえるため、店舗、事務所、共同住宅等、民間の耐火建築物の建設、 技術指導、更には公共建築物等の建設を行うなど、川崎市の中心部の戦災復興を目的に、昭 和28年12月に川崎市からの基本財産をうけ、財団法人川崎市耐火建築助成公社として設 立されました。

その後、事業実績も順調に拡大し、市民の多様なニーズに対応した事業を展開しながら良好で快適な市街地の形成に貢献してきました。

平成6年4月には、名称を「財団法人川崎市まちづくり公社」に変更するとともに、寄附 行為を全面改正し、従来の民間優良ビル建設に加え公共施設建設事業の拡充強化を図り、川 崎市のまちづくりに係る諸事業を推進するための体制を整備しました。

現在、一般住宅相談及びマンション管理相談、まちづくりに関する調査研究、公共・公益施設等の施設整備の支援及び管理運営、再開発事業関連施設の管理運営など多様なまちづくり関連事業を実施しています。



公社の主な事業

- 都市環境に適した施設の整備等に関する相談及び情報提供
 - 「住情報提供事業」の一環として、「活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進」・ 「良好な市街地環境の形成への誘導」を目指し、住宅に対する相談業務の実施や情報 を提供しています。
- 良好な都市環境の形成に関する調査研究地域特性に応じたまちづくりに関する様々なデータを基礎資料として収集し、良好なまちづくりの事業推進等の調査研究を行っています。
- 公共施設又は公共的な施設の設計、施設整備の支援及び管理運営など 市の施策に基づき計画された、公共施設又は公共的な施設の設計、施設整備の支援 として、施設の補修・改修工事の設計、施設の管理運営等を行っています。

住宅相談

- ① 一般住宅相談
 - 個人が住宅の新築、改築、増築、修繕及び耐震診断を計画したときに、建築士がその目的に合った指導、助言及び情報提供を行っています。
- ② マンション管理相談 マンション管理組合役員等のために、マンション管理士等によるマンション管理相談及びマンション 修繕計画、工事の相談等を行っています。また、マンション管理講座を年2回程度開催しています。
- ③ 公的融資制度の案内・資料コーナーによる情報提供 公的融資制度の案内窓口を設けています。また、住宅・マンション管理関係の図書や資料等が自由に 閲覧できるコーナーを設け情報提供をしています。
- ④ まちづくりコンサルタントの派遣 自主的にまちづくりを行おうとする団体等が実施する学習会に専門家を派遣し、プランニング等の助 言を行っています。



再開発事業関連施設の管理運営

溝口駅北口地区市街地再開発事業に関連して取得した建物及び再開発ビルの共有床、 業務床及び駐車場の管理運営を行っています。

- ・クレール溝口
- ・再開発ビル (NOCTY① NOCTY②)

←ノクティ①・ノクティ②

産官学連携による研究施設の管理運営

川崎市の新川崎地区利用計画に基づき、地域産業の振興につながる 産官学連携による研究開発の拠点としての先端技術施設を公社が建設 し、管理運営を行っています。

·新川崎 · 創造のもり「K2 タウンキャンパス」





公共施設との共同ビルの建設、不動産賃貸事業



川崎市消防局中原消防署

川崎市との共同で建設したビルの 当公社所有分をホテル事業者に賃貸 しています。

なお、ホテルは災害時に要援護者 に対する避難場所として利用できる こととなっています。



ホテル「リッチモンドホテルプレミア武蔵小杉」

公共施設又は公共的な施設整備支援

川崎市内の公共施設又は公共的な施設 の設計、工事監理業務等を受託し、施設 整備を支援しています。





施設(学校)の耐震化工事 作業状況

施工例: 屋上防水改修工事 作業状況

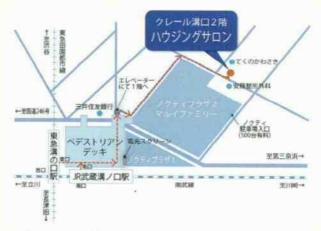
人と住まいのトータルコンサルタント

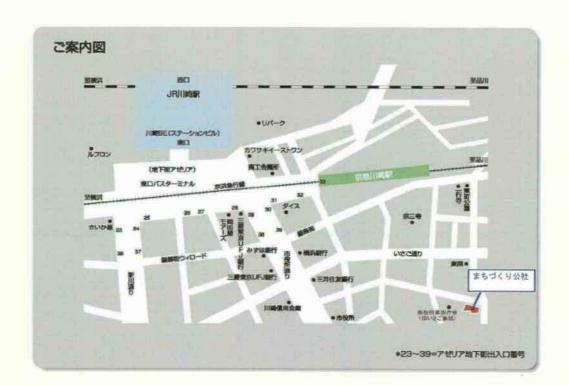
ハウジングサロン

〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-1 (クレール溝口2階)

電話 044(822)9380 FAX 044(819)4320

- マンション管理相談
- 住宅相談·耐震相談
- 公的融資制度の案内・資料コーナー







一般財団法人 川崎市まちづくり公社

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町3番地4 (電公ビル3階)

電話 044(211)2503 (代表) FAX 044(211)2509 E-mail machikou@machidukuri.or.jp

URL http://www.machidukuri.or.jp/

一般財団法人川崎市まちづくり公社定款

昭和28年12月24日許可 最近改正 平成28年4月1日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人川崎市まちづくり公社と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、川崎市における良好な都市環境の形成に関する調査・研究、都市環境 に適した施設の整備等を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図 り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 良好な都市環境の形成に関する調査及び研究
 - (2) 都市環境に適した施設の整備等に関する相談及び情報提供
 - (3) 都市環境に適した施設の整備等に必要な資金の貸付け及びあっせん
 - (4) 良好な都市環境の形成のために必要な土地、施設等の取得、造成、建設、貸与、管理 及び処分
 - (5) 良好な都市環境の形成のために必要な施設等の設計、工事監理、建設及び管理の受託 並びに土地取得のあっせん
 - (6) 公共施設又は公共的な施設の設計、工事監理、建設及び管理の受託
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産等)

- 第5条 資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の際基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理 しなければならず、基本財産の一部を処分し、及びその全部又は一部を担保に供しようと するとき並びに基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経て評議員会の 承認を受けなければならない。

(資産の管理)

- 第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の承認を得て定める。
- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有 価証券に替えて、保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、 理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを 変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するま での間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第4号から第8号までの書類について会計監査人の 監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 収支計算書
 - (4) 貸借対照表

- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号、第7号及び第8号 については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法 人に関する法律施行規則 (平成19年法務省令第28号) 第64条において準用する同規 則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号及び第3号の書類を除き、定時評 議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類及び次の各号に掲げる書類を前項の定時評議員会開催の2週間前の日から主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監查報告
- 4 第2項の定時評議員会の終結後、遅滞なく、法令及びこの定款の定めるところにより、 第1項第4号及び第5号の書類を公告するものとする。

(長期借入金)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配禁止)

第12条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員6名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の 1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産 によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にす るもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア理事
 - イ 使用人
 - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除 く。)である者
 - (ア) 国の機関
 - (4) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立 行政法人
 - (エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学 法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方 独立行政法人
 - (カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるも のをいう。)又は認可法人(特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し 行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は職員を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評 議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員に対して、各年度の総額が90万円を超えない範囲で、評議員会において 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができ る。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 基本財産の処分、担保提供又は除外の承認
 - (6) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(評議員会の開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、 必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長 が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が評議員会を招集する。
- 3 評議員会を招集するには、評議員に対し、開会の7日前までに書面等により通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
- 5 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員 会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の決議)

- 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分、担保提供又は除外の承認
 - (5) その他法令及びこの定款で定める事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 1 3 条又は 第 2 5 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の 多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき 評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電 磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議 があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長、理事長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名は、前項の議 事録に記名押印する。

(評議員会の運営)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理 事長が評議員会の承認を得て定める。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上9名以内

- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とし、3名の範囲内で常務理事又は常勤の理 事(以下「常勤理事」という。)を置くことができるものとする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律 第48号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事、常務理事及び常 勤理事をもって同法上の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事を選任する場合には、各理事について、当該理事と次の各号に掲げる者である理事 との合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を 維持しているもの
 - (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- 3 理事長、専務理事、常務理事及び常勤理事は、理事会の決議によって理事の中から選定 する。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事、常務理事及び常勤理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事、常務理事及び常勤理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回 以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産 の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第29条 会計監査人は第10条第1項第4号から第8号までの書類を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次の各号に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評 議員会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増 員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議が されなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第31条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 前2項の規定により理事、監事又は会計監査人を解任しようとするときは、解任の議決 を行う評議員会において、その理事、監事又は会計監査人に弁明の機会を与えなければな らない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、監事は、会計監査人が、第2項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。
- 5 前項の規定により会計監査人を解任しようとするときは、監事は、会計監査人に弁明の 機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

- 第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額を超えない範囲内で、 評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支 給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定めるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第33条 一般法人法第198条において準用される第111条第1項に規定する理事、 監事若しくは会計監査人(以下「役員等」という。)又は評議員の同項の賠償責任(以下 「賠償責任」という。)は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。
- 2 この法人は、役員等の前項の賠償責任について、当該役員等が職務を行うにつき法令に 定める要件に該当するときは、同項の規定にかかわらず、理事会の決議によって、賠償責 任額から一般法人法第198条において準用する同法第113条第1項に規定する最低 責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 この法人は、一般法人法第198条において準用される第115条第1項に規定する 理事、監事又は会計監査人(以下「非常勤執行理事等」という。)との間で、第1項の賠 償責任について、当該外部役員等が職務を行うにつき法令に定める要件に該当するとき は、賠償責任を限定する旨の契約を、同項の規定にかかわらず、理事会の決議によって締 結することができる。この場合において、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法 人法第198条において準用する同法第113条第1項に規定する最低責任限度額とす る。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、専務理事、常務理事及び常勤理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この 法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条第2項の責任の免除及び同条第3項の責任限定契約の締結
 - (7) その他理事に委任することができないものとして法令又はこの定款で定められた事 項

(理事会の招集)

- 第36条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、開催の5日前までに通知しなければ ならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 5 理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

- 第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から選定された理 事が議長を務める。

(理事会の決議)

- 第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした

場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第39条 理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事 長が理事会の承認を経て定める。

第8章 事務局

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、一般法人法第202条の規定により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、川崎市に寄附する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により 行う。

第11章 雑則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し重要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附則

この寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成17年8月3日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成22年7月20日から施行する。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備 法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定 める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 篠﨑 伸一郎 熊谷 修 本木 紀彰 飯塚 馨

岩瀬 ナル子 加藤 仁美 重見 憲明

監事 浅井 雅美 山下 雄次

- 3 この法人の最初の理事長は篠崎 伸一郎、専務理事は熊谷 修、常勤理事は本木 紀彰、 会計監査人は都井 清史とする。
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める 特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にか かわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開 始日とする。

附則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

学校教育施設の立替施行

No	完成年度	学 校 名
1	平成7年	小田小学校
2		菅小学校
3		平間中学校
4	平成8年	井田小学校
5		向丘小学校
6	平成9年	今井中学校
7		中野島小学校
8		高津小学校
9	平成10年	稲田小学校
10	平成11年	西生田小学校
11	十八八千	富士見中学校
12	平成12年	宮崎中学校
13		橘高等学校
14	平成14年	古市場小学校
15	平成17年	土橋小学校

平成28年9月28日 文教委員会資料

(仮称) 小杉駅周辺地区新設小学校整備に関する木材利用について

1 目 的

- ○平成22年、国の木材利用促進法の施行を受け、本市では、地球温暖化の防止、地域経済の活性化、市民への快適な生活空間の提供等を目的とし、平成26年10月に、木材使用量の目標値等を定めた「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」(以下「方針」という。)を策定。
- ○方針に基づき、当該施設の整備に併せ木材利用の推進を図る。

2 木材利用にあたっての基本的な考え方

- ○学校施設については、平成10年の文部省通達を踏まえ、方針の策定以前の学校施設においても、改築等の機会を捉え、木材を一定の仕様に取入れ、整備を進めている。
- ○方針策定後の学校施設における木材利用にあたっては、これまでの一定の仕様を基に、設計上の工夫等を行ない、従来の工事費をベースとして、一層の木材利用を進めるものである。
- ○また、公立学校施設の木造化及び内装木質化に対する文部科学省の補助制度を活用することで、財政負担の軽減も図りながら、学校改築事業等における木材利用を進めるものである。

3 方針に基づく学校施設の木材使用量について

- ○方針では、学校施設ついては、木の温かみと潤いのある子どもたちの学習生活環境づくりに向け、積極的に木材利用を図る観点から、単位面積あたりの木材使用量の目標値を0.01 m³/m² としている(庁舎等については、0.008 m³/m² としている)。
- ○なお、目標値は、構造・内外装など建物全体の木材使用量を床面積で割った数値であり、概 ねのイメージとして、厚み1cmのフローリングを建物全体に貼ると0.01 m³/m²となる。

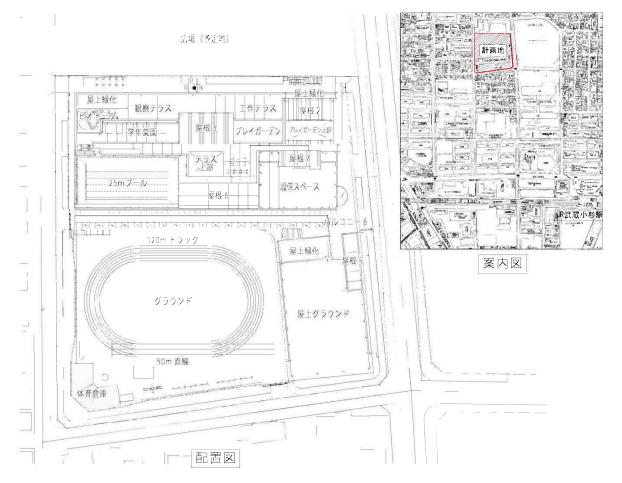
4 当該施設の整備に係るコストについて

- ○当該施設の木材利用にあたっては、エントランスホールや多目的ホールなど、効果的に木の 良さを感じていただける場所などを中心に積極的な木質化を行い、その他の場所については 木材の使用量を少なくするなど、木の使い方について設計上の工夫をすることで、コスト的 な配慮を行っている。
- 〇木材利用に係る内装工事については、方針策定以前の一定の仕様により整備された大谷戸小学校と比較すると、約13,400円 $/m^2$ (計:約1億2,100万円)に対し、当該施設は、約14,700円 $/m^2$ (計:約1億4,400万円)であり同程度となっている。
- ○内装工事を含めた建築全体工事費(設備・外構を除く)は、大谷戸小学校が、約204,0 00円/m²(計:約18億4,000万円)に対し、当該施設は、約215,000円/ m²(計:約20億9,600万円)となっている。
- ○建築全体工事費に若干の差異が生じた要因としては、労務費高騰などによる工事費の上昇や プランニングによるサッシ等の数量の違いが大きく影響しているものの、設計全体での工夫 により、従来の建築コストと概ね同程度となるよう配慮を行っている。
- 〇当該施設は30年の定期借地による新設整備事業であり、将来の解体工事を見据え鉄骨造を採用している。こうしたことから解体工事を含む建築全体工事費は、RC 造の大谷戸小学校が、約223,000円 $/m^2$ (計:約20億1,300万円)に対し、当該施設は、約225,000円 $/m^2$ (計:約22億100万円)で、ほぼ同等となる。
- ○その結果、設計上の工夫により、効果的に木の良さを実感できる場所などを中心に木質化を 行い、市民等への積極的なPRが図られるものである。

5 当該施設における木材利用について

- ○内部の腰壁、フローリング、教室のロッカーのほか、エントランスホール・多目的ホールや 一部廊下の天井において木製ルーバーを設置している。
- ○また、建物内だけでなく、正門からのアプローチ空間や東側メインストリート側の外装についても壁や軒裏に木材を利用し、市民等への木材利用の PR を行っている。
- 〇当該施設の木材使用量については、延べ面積 約9,750 m^2 に対し、約152 m^3 の木材を使用しており、単位面積あたりの使用量は0.0156 m^3 / m^2 となる。
- ○大谷戸小学校の木材使用量については、延べ面積 約9,022 m^2 に対し、約117 m^3 の木材を使用しており、単位面積あたりの使用量は0.013 m^3 / m^2 となる。







■木質化率について

	大谷戸小学校 木材使用量: 0.013 (m3/m2)	小杉駅周辺地区新設小学校 木材使用量:0.0156 (m3/m2)
教室	天井:吸音板壁床・オフロー	リング
廊下	天井: 吸音板 壁: 木 床: フローリング	天井: <mark>木ルーバー</mark> 壁: 木 床: フローリング
多目的ホールなどエントランスホール・	天井: 木ルーバー 壁: 塗装 床: フローリング	天井: 木ルーバー 壁: <mark>木</mark> 床: フローリング

■空間イメージ





<学校校施設への木材利用に関する補助制度>

~文部科学省の補助制度~

《木造校舎等を建設する場合》

- 〇不足する学校建物を新しく建設、学校統合のための新設(※)
 - → 新增築事業:国庫負担率 1/2(原則)

5.5/10(離島地域、過疎地域(学校統合事業のみ))

交付税措置により、実質的な地方負担は事業費の20%(離島地域は18%)

- ○老朽化に対応した建直しや、耐震化のための建直し
 - → 改築事業:交付金の算定割合 1/3(原則)

1/2(Is0.3未満またはIw0.7未満のうち、やむを 得ない理由により補強が困難なものの改築※) 5.5/10(離島、過疎地域等)

交付税措置により、実質的な地方負担は事業費の26.7% (やむを得ない改築の場合は20%、離島、過疎地域は18%)

※地震防災対策特別措置法 第4条の規定による補助率の嵩上げ措置

- ○学校行事や地域住民の活動拠点として、専用講堂を整備
 - → 木の教育環境施設の整備事業:交付金の算定割合 1/3(原則)

《内装を木質化等する場合》

- ○建物の模様替え等を行う際、内装を木質化
 - → 大規模改造事業:交付金の算定割合 1/3(原則)
- 〇既存の施設を改造し、木のふれあいの場(和室等)、心の教室を整備
 - → 木の教育環境施設の整備事業: 交付金の算定割合 1/3(原則)
- ★①木造建物の建設、内装の木質化を行う場合、環境を考慮した学校施設(エコ スクール)として認定し、補助単価の加算措置を行う。
 - ②<u>地域材を活用</u>して、木造建物を建設する場合、<u>①に加え、さらに補助単価の</u> 加算措置を行う。
- ※新増築事業は「公立学校施設整備費国庫負担金」、それ以外は「安全・安心な学校づくり 交付金」

~林野庁の補助制度~

〇地域材を用いた学校関連施設の整備として、環境を考慮した学校施設(エコスクール)のパイロット・モデルとして行う木質内装の整備、余裕教室を転用する際の木質内装、部室・武道場等の木造施設の整備を支援

平成28年9月7日 教育委員会事務局

文教委員会(平成28年9月1日)における織田委員の質問に対する回答

【質問】

奨学金の申請基準に成績要件として、5段階評価で3.5以上との説明があったが、特別支援学校の生徒の成績の付け方について、把握しているか。

【回答】

本市における特別支援学校の学習評価につきましては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(22 文科初第1号 平成22年5月11日付)に基づいて評価しています。

初めに、特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)における各教科・科目等の学習の記録については、評定や修得単位数について記入することとなっております。

次に、特別支援学校(知的障害)における各教科・科目等の学習の記録については、特別支援学校高等部学習指導要領に示す各教科の目標、内容に照らし、 具体的に定めた指導内容、実現状況等を文章で記述することとなっております。

したがいまして、特別支援学校の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱の生徒については、評定の数値化が可能であるため、川崎市高等学校奨学金の対象としているところでございます。

なお、川崎市高等学校奨学金における特別支援学校からの申請・認定については、平成27年度に学年資金で1名、平成28年度入学支度金で1名の申請・認定の実績がございます。